

民法（債権法）の改正に関する中間的な論点整理における下請負人の直接請求権

伊 室 亜希子

問題の限定

本報告では、建築請負に問題を限定する。下請負報酬債権の確保の観点から検討する。

8 下請負（論点整理¹ 149 頁）

(1) 下請負に関する原則

当事者の意思又は仕事の性質に反しない限り、仕事の全部又は一部を請負わせることができると解されている。これを条文上明記すべきか。

背景：下請負人の直接請求権を認める前提として、「適法な下請負」を定義する意図

（参照：民613条1項でいう「適法」な転借人。転貸借では貸貸人の承諾が必要）

「契約責任の一般原則から導かれるところであり、とくに規定することを要しないと考えられるが、本提案〈1〉では「適法な下請負」に限定して下請負人の直接請求権が認められることを明らかにしている。」（基本方針V² 78頁）

建築請負において一括下請は禁止（例外：発注者の書面の承諾が必要）（建設業法第22条）

ただし、建築請負では、元請負人の指揮・監督のもとでの下請負は、仕事の性質上、当然あるものとして考えてよい。大規模工事では、一次下請だけではなく、多層構造（複数次）になるのが通常である。

私見：直接請求権を認めるならば、その前提として、直接請求が認められる「適法な」下請負の定義はあってもよい。適法であるために、注文者の承諾までは必要ないと考える（ただし、直接請求権の前提として、注文者の下請負人の存在の認識は必要）。

(2) 下請負人の直接請求権

下請負人の元請負人に対する報酬請求権と元請負人の注文者に対する報酬債権の重なる限度で下請負人は注文者に対して直接支払を請求することができる旨を新たに規定すべきか

理由：下請負契約は元請負契約を履行するために行われるものであって契約相互の関連性が密接であること

貸貸人が転借人に対して直接賃料の請求ができる（613条）と同様の規律

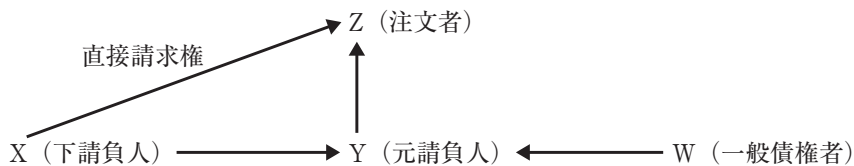
【検討】下請負人の直接請求権

1 背景

試案³では、「債権者代位権と並んで、債権または契約が連鎖する場合一般を対象として直接請求権の一般的な根拠規定を用意することは法技術的に困難であるとの判断から、特定の契約類型について各則レベルで直接請求権を規定するという方針を採用している（①転貸借、②復委任、③下請負の3つの類型）。これらの類型は、元となる契約にそれを基礎とした従たる契約が接合される関係から、直接の契約関係に立たない元契約の債権者と従たる契約の債務者との間に直接の法律関係が存在するという点⁴で、他の契約連鎖と区別しうる共通の特徴を見いだすことができるものである。」（基本方針V78～79頁）

2 直接請求権⁵

- ① 定義：直接請求権とは、 $X \rightarrow Y$ 債権と $Y \rightarrow Z$ 債権のそれぞれに基づく履行義務の重なる限度において、 X にその固有の請求権として Z に対する請求権を付与するものである。



これによって X は、 Y の責任財産を媒介することなく、固有の権利として Z に対する支払請求権の行使が可能になり、 Y に対する他の一般債権者 W との競合を回避することができる。その結果、 $X \rightarrow Y$ 債権について $Y \rightarrow Z$ 債権からの優先弁済を受けたのと同じ機能を果たす。

② 債権者代位権との相違

$X \rightarrow Y$ 債権を被保全債権として債権者代位権を行使した場合には、 X は、 $Y \rightarrow Z$ 債権を代位行使するに過ぎず、 $Y \rightarrow Z$ 債権が金銭債権の場合には、事実上の優先弁済を受ける。無資力要件直接請求権では、 $X \rightarrow Z$ の固有の請求権を有する。

③ 2つの類型

$Y \rightarrow Z$ 債権が Y の取立てや Z の弁済などにより消滅した場合には、 $X \rightarrow Z$ の直接請求権も消滅する。この点について、 $Y \rightarrow Z$ 債権について X に優先弁済権を認める程度について相違がありうる所であり、理論上は、次の2つの類型を区別する。

・不完全直接請求権

債権者 X が直接請求権を行使するまでは、 $Y \rightarrow Z$ 債権も債務者 Y の責任財産に含まれ、 Y に対する他の一般債権者 W もこれにかかっているが、 X が Z に対し自己に直接の支払を請求す

民法（債権法）の改正に関する中間的な論点整理における下請負人の直接請求権

るか、または直接請求権を行使する旨をYに通知するなど、Xが直接請求権を行使した時から、Y→Z債権について差押類似の効果が生じ、ZはY→Z債権の弁済等を行うことができなくなるものである。

・完全直接請求権

Y→Z債権はその成立の時から、X→Y債権の弁済のみに充てられる特別目的財産としてYの責任財産から逸出し、Xのみが直接請求権の行使によって、Y→Z債権を行使しうることが考えられる。これが完全直接請求権である。

④ 実定法上の具体例

・民613条1項 賃借人が適法に賃借物を転貸したときは、転借人は、賃貸人に対して直接に義務を負う。 賃貸人→転借人 賃料の直接請求

・強制保険

自動車損害賠償保障法16条1項 被害者の保険会社に対する直接請求権を認める。

加害者が保険会社に対して有する保険金債権（保険金額）の限度で被害者の加害者に対する損害賠償債権（損害賠償額）の支払を請求するものであり、X→Y債権とY→Z債権の双方の制約の限度で被害者に直接請求権を付与するもの。

自動車損害賠償保障法15条 被保険者（加害者）は、被害者に対する損害賠償額について自己が支払をした限度においてのみ保険会社に対して保険金の支払を請求することができることとしている。保険金請求権の成立の時から、Yに対する他の一般債権者WはYの保険金請求権にかかっていくことができず、Xの優位は終局的に確保されており、完全直接請求権に相当する。

・任意保険

自動車保険約款によって、被害者の保険会社に対する直接請求権が付与されている。この場合には、被害者の直接請求権と加害者の保険金請求権とが競合した場合には前者が優先すると定められており、Xの直接請求権の行使の時から優先権を付与するものであって、不完全直接請求権に相当する。

判例（最判昭49年11月29日民集28巻8号1670頁）は被害者の加害者に対する損害賠償請求権を被保全債権として、加害者の保険会社に対する保険金請求権について、債務者の無資力を要件としない代位行使を認めない。

・保険法22条 被保険者の保険者に対する保険給付請求権について損害賠償請求権者に特別先取特権を付与するとともに（1項）、その実効性を確保するため、被保険者の保険者に対する保険給付請求権について、損害賠償請求権者に対する弁済またはその承諾を行使の要件として（2項）、譲渡または質入等の処分や差し押さえを禁止している（3項）。これは完全直接請求権の場合に相当する規律といえる。

共同研究：成年後見法制の実務的・理論的検証

3 フランス法1975年12月31日法律1334号⁶

・フランスの直接訴権を参考にしている（基本方針V）⁷。

下請契約：請負人が自己に課せられた仕事の一部または全部の実現を目的して締結される請負契約。下請負は主契約に従たる契約として転貸借や備船転貸借と同じく下位契約のひとつと分類される。

① 注文者が承認した下請負人の直接請求権の行使の要件

- ・注文者による下請人の承諾および下請人の支払条件に対する同意（3条）
- ・下請負人が元請負人に対して報酬の支払について遅滞に付してから1か月経過
- ・元請負人を遅滞に付した書面のコピーを注文者に送付すること（12条）

直接訴権は元請人が下請人に支払わない場合にのみ行使できる補足的な担保手段

② 注文者の承諾および同意を受けていない「隠れた下請」対策

14—1条 注文者の行為義務の追加

- ・元請人に対して注文者に下請人の承諾と支払条件への同意を得る義務を履行するように催告しなければならない。→下請人に直接訴権を行使できる機会を増大させるため
- ・保証または支払委任の手続が行われているかについて、元請人にその証明を要求しなければならない。→保証の実行性を高めるため

義務の不履行を理由とする下請人の注文者への損害賠償の請求を認める

③ 直接訴権による下請人の優先的地位

13条2項 直接訴権が不完全直接訴権の性質をもっている

債権移転禁止の効果は直接訴権の行使時においてはじめて発生する。

元請人の金融機関への債権譲渡などで問題

13—1条追加

元請人は、同人が自ら実施する作業の名目で同人に支払われるべき金額を限度としてのみ、同人が発注者と締結した契約から生じる債権を譲渡し、または担保に入れることができる。

ただし、元請人は、この法律の第14条に規定する人的でかつ連帯の保証を事前に書面で得るといふ条件のもとで、上記債権のすべてを譲渡するか、担保に入れることができる。

元請人の債権の処分が禁止→完全直接訴権としての性質をもつようになった。

下請人の直接訴権が中間債務者（元請人）の他の債権者に優先する。

4 韓国

韓国でも下請負人の直接請求権が認められる⁸

発注者は、親事業者の破産、不渡り等の理由により親事業者が下請代金を支払うことができないう明白な事由がある場合等施行令に定める事由が発生したときは、下請事業者が製造し修理し又

民法（債権法）の改正に関する中間的な論点整理における下請負人の直接請求権は施工した分に相当する下請代金を当該下請事業者に直接支払わなければならない（韓国下請取引公正化法14条1項）

→任意規定であり、その実効性には疑問が呈されている⁹

5 直接請求権の法的構成¹⁰

直接訴権の法的構成については、4つの性質を矛盾なく説明できることが必要¹¹

- (1) 直接訴権の効力が生じるまでは、YのZに対する債権が存在していなければならない。
- (2) 直接訴権の効力の発生後は、YはZに対する債権の処分権を失い、ZもYに弁済することができなくなる。
- (3) 直接訴権を行使する債権者XがYから弁済を受けた場合は、Yは処分権を回復しZに対して権利を行使することができる。
- (4) 直接訴権を行使するXがZから弁済を受けた場合、YのZに対する債権も消滅する。

(a) 直接の権利を認めるものと構成する立場

直接訴権は、単に直接の請求を可能にするということにとどまらず、XのZに対する直接の債権を認めるものと構成するのが一般的な理解

- ① 独自の権利を発生させる構成（併存説）¹²：613条では、賃借人Yの転借人Zに対する賃料債権とは別に、民法により賃貸人Xの転借人Zに対する独自の賃料債権を与えたものと理解される。

←批判・第4点が説明できない。

- ② 第三者のためにする契約説：Xが取得するのは、YZ間の契約でYがZに対して取得すべかりし債権ということになり、そもそもYの責任財産にならないので、Yによる処分ができないことも、Yのほかの債権者による差押ができないことも説明は可能になる。

この構成だと、要約者には、契約上の権利としては第三者への履行を求める請求権しかないことになるので、Zに対しXとYの権利が併存することになるとしても、Yの権利はXに履行するよう請求するものであり、Xのみが受領できる結論となる（代弁済請求権を認めるのと同じ）。

←批判・意思の擬制であり、責任保険では被害者を被保険者とすることが無理と考えられる

- ③ 免税請求権説（代弁済請求権説）：保険事故発生後、被害者に損害賠償をする前において被保険者が保険者に対して有するのは債務免税請求権（代弁済請求権）に過ぎず、被害者はその反射効として保険者に対して直接請求権を取得する。保険者が被害者に損害填補を行うと責任保険契約の本旨に従った履行となり、被保険者の債務を免税せしめる、被保険者が被害者に損害賠償すると、この限度で保険者に対する保険金請求権を取得する

- ④ 債権移転説（法定移転説）：YのZに対する債権がXに移転するという構成。直接訴権の発生により、中間債務者（Y）の第三債務者（Z）に対する債権は、直接訴権者（X）へと移転すると同時に、中間債務者の直接訴権者に対する債務は不真正連帯債務へと転化する。

(b) 排他権説：債務者の第三債務者に対する債権は存続するが、直接訴権の効力により、債務者は、第三債務者に対して自己の名で権利行使する権限、及び、弁済受領権を剥奪され、直接訴権者のみがこの債権を自己の名で行使する権限を取得する。

←批判：権利自体ではなくて、行使権限だけの移転という構成が技巧的

(c) 優先的代位権説：423条の転用：債務者Yが権利を行使することは妨げられないが、その権利行使がされても、債権者Xは本来の債権者代位権とは異なり、代位行使をすることが可能であり、かつその場合に債権者の代位行使が優先し、これは債務者Yの他の金銭債権者Wとの関係についても同様。

私見

- ・下請負人の直接請求権を認める場合、債権の優先的回収制度としての機能を重視する必要がある。直接請求権というだけでは、必ずしも下請負人に優先権を認めることにはならない。例えば現行民法「613条1項の場合には、ZがYに支払うのを禁止することも、Yの債権者WがYから取り立てるのを禁止することもできず、直接請求権がないとZがXに支払ってくれることを期待できないが、直接請求権が認められればZがXに支払ってくれることが期待でき、その限度でXの債権回収が迅速にでき、事実上優先的に回収ができる可能性があるといったものにすぎない。」¹³
- ・Xの支払が必ず確保される自賠責法15条、16条のようなしくみ（完全直接請求権）が必要である。
- ・下請負人の報酬債権確保の観点から、立法論としては、不動産に先取特権を認める方向だけではなく、注文者への直接請求権という方法も必要である。もっとも保険法のように元請負人の報酬債権に特別先取特権を認めるというのも一案であり、そちらの方が受け入れられやすいかもしれない。
- ・下請負人の直接請求権を認めることで、不動産工事の先取特権を下請負人が使えるようになるのではないかと、少なくとも解釈論として可能性がでてくると考える（「債務者」の不動産にあたる）。

(3) 下請負人の請負の目的物に対する権利

判例：下請負人は、注文者に対し、請負の目的物に関して元請負人と異なる権利関係を主張することができない（平成5年判決）。

提案：下請負人は、請負の目的物に関して、元請負人が元請負契約に基づいて注文者に対して有する権利を超える権利を注文者に主張することができないことを条文上明記するかどうか。

私見：目的物に対する権利は物権の話で必ずしもリンクしない。判例の原則によれば、目的物の所有権は主要な材料の供給者に属する。確かに、平成5年判決によれば、下請負人は、所有権帰属に関する元請負契約の特約に拘束されるとされたが、この事案を一般化できるかは検討が必要である。

【付記】本報告レジュメは、2011年6月29日に開催された共同研究・成年後見法制の実務的・理論的検証における報告をもとに、加筆、修正したものである。

本報告を発展させて、拙稿「下請負人の直接請求権についての意見－民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理から」明治学院大学法学研究第92号1頁以下（2012）を執筆した。

-
- 1 民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理
 - 2 民法（債権法）改正検討委員会編『詳解・債権法改正の基本方針V—各種の契約（2）』（商事法務、2010）
 - 3 検討委員会試案（『債権法改正の基本方針』別冊NBL126号）368頁以下
 - 4 下請契約においては、仕事の目的物に関して、注文者に直接その所有権が帰属する関係に立つとする（基本方針V87頁）。試案は、目的物の注文者帰属を前提にしているようである。下請負人の労務・材料によって目的物が完成して、その価値（所有権）は注文者が有するので、直接請求権が認められるというのであれば、不当利得的要素もあるといえる。
 - 5 以下、基本方針V82頁以下に依拠した説明
 - 6 作内良平「建築下請人の報酬債権担保と直接訴権—フランスにおける1975年法を素材として」本郷法政紀要15号（2006）37頁
 - 7 下請負人の報酬債権保護のための解釈論としては、フランスにおける直接訴権を参考に、債権者代位権の意義を再考し、下請負人の代位権行使について無資力要件を不要とする見解がある。
 - 8 国交省の資料と中山武憲「下請取引公正化に関する日韓両国法制の比較検討」北大法学論集54巻5号（2003）1674頁
 - 9 前掲注（8）・中山1688頁
 - 10 平野裕之「債権者代位権の優先的債権回収制度への転用（1）」法律論叢第72巻第2、3号（1999）29頁
 - 11 加賀山茂「民法613条の直接訴権action directeについて（1）」阪大法学102号（昭52）100頁
 - 12 基本方針Vでは、直接請求権の説明として、「あたかも「債務名義なしの転付命令を得た」と同様の結果が得られる。もっとも転付命令の場合はY→Z債権がXに移転するので、もはやY→Z債権は存在しないが、直接請求権の場合にはX→Z債権とY→Z債権とが併存する。」としている。
 - 13 前掲注（10）・平野38頁